学委第 44 号

合志楓の森小・中学校
学校給食一部業務委託
公募型プロポーザル　募集要項

令和８年１１月

合　志　市

―目　次―

第１ 募集要項の定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

第２ 事業の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

第３ 参加者の条件等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

第４ 応募に関する留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第５ スケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第６ 企画提案書等の審査方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第７ 企画提案書等に関する条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

第８ 委託事業実施に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

第９ その他の留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第１　募集要項の定義

合志市（以下「市」という。）は、合志楓の森小・中学校（以下「楓の森小・中」という。）による学校給食の提供にあたり、学校給食の質の向上を図るとともに、安全・安心・安定的においしい給食を提供できる民間事業者（以下「受託者」という。」）を選定するため、公募型プロポーザル方式による募集を行う。

この募集要項は、受託者を募集及び選定するにあたり、応募しようとする者に配布するものである。応募者は、募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な提出書類を提出する。

なお、募集要項に添付されている以下の資料は一体のものとする（以下「募集要項等」という。）。

・選定基準　　・仕様書　　・様式集

第２　事業の概要

１　名称　：合志楓の森小・中学校　学校給食一部業務委託

２　委託期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日（６０ヵ月）

(1)　契約締結の日から令和９年３月３１日までは開業準備期間とする。

契約締結日から令和９年３月３１日までは、打合せ、研修、調理訓練などの準備にあたるものとする。

なお、設備及び調理器具等の準備（施設の操作訓練、荷ほどき等）を含む。

(2)　令和８年４月１日の約１，２００食を基本に、想定では約１，４００食までの給食調理等業務を行う。

３　委託業務場所　　熊本県合志市大字栄３７９３番地５
合志市立合志楓の森小学校・合志楓の森中学校

４　施設の概要

(1)　本件建物　学校給食共同調理棟
構　　造：鉄骨造
階　　層：平屋建
延床面積：４９２ ㎡
調 理 場：ドライ方式
調理能力：最大 １，４００ 食
その他施設内容は「別添資料 施設基本設計図書」に示す。

(2)　付帯施設　駐車場１５台程度

５　基本的条件

(1)　基本給食実施日数

１年で約１９０日の稼働日数を予定している。ただし、各校の学校行事等に応じて変更する可能性がある。

(2)　対象校

区 分	学校名	住　所	人員(教職員含) R8.11月現在
小学校	合志楓の森小学校	合志市栄３７９３－５	８１０人
中学校	合志楓の森中学校	〃	３９０人

６　実施体制

本業務は市と協力し、学校給食提供の円滑な業務遂行を心掛けること。

また、本業務を実施するにあたって市が決定した業務に従い、必要なときは市の指示をうけること。

なお、学校給食施設の維持管理は主として市が行う。

業務開始後は、受託者の業務の実施状況を把握し、良好な管理状況と必要なサービス水準を確保するため、毎月、業務完了報告書を提出すること。

7　業務内容　　別添資料「仕様書」のとおり

8　本委託業務に係る委託料の上限額

総額 350,000 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

年 度	上限額
令和 9 年度	70,000 千円
令和 10 年度	70,000 千円
令和 11 年度	70,000 千円
令和 12 年度	70,000 千円
令和 13 年度	70,000 千円

※この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。また、提案見積金額はこの上限額を超えてはならないものとする。

第３　参加者の条件等

1　参加者資格要件

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1)　本委託業務を円滑に遂行できるような安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(2)　製造物責任法（平成６年法律第８５号）に基づく生産物賠償責任保険に加入している者であること。

(3)　平成２５年４月以降で、参加資格確認基準日までに、学校給食センター等の大量調理施設（同一メニューを１回に　１，０００ 食以上提供する施設）での調理、炊飯業務及びアレルギー対応食業務を３年以上完了した実績を有していること。

(4)　熊本県内に事業所を有すること。申請の時点で熊本県内に事業所を有しないものにあっては、業務を開始する前に熊本県内に事業所を設置することとし、申請にあたっては、その旨の確約書を提出すること。

2　参加者の制限

参加資格確認基準日において次に該当する者は、参加者となることはできない。

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

(2)　市の指名停止措置又は入札参加停止措置を受けている者

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者

(4)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）

(5)　破産法（平成１６年法律第７５号）の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている

(6)　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者又は提案書受付日前６ヶ月以内に手形、小切手を不渡りしている者 。

(7)　本業務の審査を行う選定委員会の委員（『第 6−1 選定委員会の設置』に示す。）又は、委員が属する組織、企業若しくはその組織、企業と資本面若しくは人事面で関係のある者。なお、募集公示日以降に、本業務について委員と接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

(8)　直近１年間で消費税及び地方消費税額並びに法人税、法人事業税又は合志市税（合志市に納税義務のある者に限る）を滞納している者

(9)　参加資格確認基準日に、学校給食調理業務又は大量調理施設業務において食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）の規定による営業停止の処分を受けた者。ただし、当該処分　後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合は除く。

(10)　食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、その取消の日から起算して２年を経過していない者

３　参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加表明書の受付締切日とする。

参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの期間に、参加者が参加者資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則として、当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

第４　応募に関する留意事項

１　募集要項等の承諾

応募者は、参加表明書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

２　参加費用の負担

応募に関して必要な費用は、事業者の負担とする。

３　使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。

４　公正な募集の確保

応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和２２年法律第５４号）に抵触する行為を行ってはならない。

また、公正に募集を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該参加者を参加させず、又は募集の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

５　本業務に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

(1)　著作権

市が提示した参考図書等の著作権は市に帰属する。

また、募集に関する提案資料の著作権は参加者に帰属する。

なお、本業務の公表その他市が必要と認めるときには、市は提案資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案資料については、本業務の公表以外には使用しないものとする。

(2)　特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該参加者は、市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(3)　提供資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

6　公表資料の取扱い

市が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても市の了承を得ることはなく第３者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

7　応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

(1)　参加表明書提出時から優先交渉権者決定までの期間に「第 3−2 参加者の制限」のいずれかに該当する場合

(2)　一参加者が複数の提案を行った場合

(3)　同一事項に対し、２通り以上の書類が提出された場合

(4)　虚偽の内容が記載されている場合

(5)　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(6)　著しく信義に反する行為があった場合

8　その他

(1)　市が提示する資料及び回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(2)　本募集要項等に定めるもののほか、参加に当たって必要な事項が生じた場合には参加事業者に通知する。

第５　スケジュール

実施スケジュールは、次のとおりとする。ただし、受付等は午前９時から午後５時までとし、合志市の休日を定める条例（平成２年条例第４号）に規定する休日には行わない。

募集要項等の公告	令和８年　　１１月２０日（金）
募集要項等に対する質問の受付	令和８年　　１１月２０日（金） ～１２月４日（金）
募集要項等に対する質問の回答	令和８年　　１２月１０日（木）
参加表明書及び参加資格確認申請書の受付	令和８年　　１２月７日（月） ～１２月１５日（火）
参加資格確認結果通知	令和８年　　１２月２２日（火）
企画提案書等の受付	令和８年　　１２月２５日（金）～ 令和９年　　１月２２日（金）
企画提案書の審査 （プレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和９年　　２月１日（月）予定
審査結果の通知（優先交渉権者及び次席者決定）	令和９年　　２月５日（金）予定
契約	令和９年　　２月中旬（予定）
業務開始準備	契約締結日から令和９年３月末まで
業務開始（供用開始）	令和９年４月

１　募集要項等の公表

本業務委託に関する募集要項等は、市のホームページ等において令和８年１１月２０日（金）に公表する。

２　募集要項等の配布

募集要項等の配布について、次のとおり配布を行う。

(1)　配布期間

令和８年１１月２０日（金）から令８年１２月４日（金）まで

(2)　配布場所

熊本県合志市大字竹迫２１４０番地

合志市役所　学校教育課　学校給食班

(3)　配布方法

配布を希望する場合には事前に電話にて予約すること。

予約先　合志市役所　学校教育課　学校給食班

電話　　０９６－２４８－２３６６

３　募集要項等に対する質問の受付・回答

募集要項等に記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を次の要領で行う。

なお、電話及び口頭等の個別の対応はしない。

(1)　提出期間

令和８年１１月２０日（金）から令和８年１２月４日（金）まで

(2)　提出方法

様式集「様式１　質問書」に記入の上、電子メールにて提出する。

（ファイルは Microsoft excel とする。）

(3)　提出先

合志市役所　学校教育課　学校給食班　担当　吉岡

E－mail：kyoiku@city.koshi.lg.jp

(4)　回答の公表

受付期間終了後、令和８年１２月１０日（木）にすべての質問について市ホームページにて公表します。（公平を期すため、質問した会社名は伏せます。）

４　参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

参加者は、以下のとおり参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに下記（２）の書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は応募することはできない。

(1)　提出期間

令和８年１２月７日（月)から令和８年１２月１５日(火)午後５時まで

(2)　提出書類

ア　様式集「様式２　参加表明書」

イ　様式集「様式３　参加資格確認申請書」

ウ　様式集「様式３」に記載する添付書類

(3)　作成要領

ア　A4 判用紙、縦型、横書きで、様式２を上にして添付書類も含めて一括して左とじし、正本１部、副本３部の合計４部を提出すること。

イ　捺印が必要な様式の印については、使用届出印で捺印すること。

(4)　提出方法

参加表明書は、提出場所へ持参すること。それ以外の方法による提出は受け付けない。

(5)　提 出 先

熊本県合志市大字竹迫２１４０番地

合志市役所　学校教育課　学校給食班　担当 吉岡

(6)　参加資格確認結果

参加表明事業者多数の場合は、事務局により、参加資格者を審査する。その結果を令和８年１２月２２日（火）までに通知する。

5　入札参加を辞退する場合

参加表明書を提出した参加者が、本プロポーザルを辞退する場合は、企画提案書等の提出期限（令和９年１月２２日（金））までに「様式４ 応募辞退届」を提出すること。

6　企画提案書等の受付

参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1)　提出期間：令和８年１２月２５日（金）から令和９年１月２２日（金）まで（土日祝日及び 12 月 29 日から翌年１月 3 日までを除く）

(2)　提出時間：午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時を除く）

(3)　提出書類

ア　様式集「様式 5 価格提案書」

イ　様式集「様式 6 - ①、6 - ② 内訳書」

ウ　様式集「様式 7 誓約書」

エ　様式集「様式 8 提案書提出書」

オ　様式集「様式 8 - 1 ～8 - 6 企画提案書」

(4)　作成要領

①　上記ア～イについては、宛名（合志市長宛）、件名（第２　事業の概要　名称：）、商号又は名称及び住所、代表者職氏名を記載した封筒に同封し、厳封の上押印し、裏面も封印を押して１部提出、ウについても１部を提出すること。

また、エ～オについては、Ａ４判用紙、縦型、横書き、左とじでページ番号を付けること。なお、添付書類も含め、Ａ４判フラットファイル（ファイルの色は任意ですが、すべて同じ色で統一すること）に綴じ、正本１部、副本８部の合計９部を提出すること。

ファイルの提出にあたっては、正本及び副本８部について、ファイルの表紙及び背表紙に参加事業者名を記載すること。また、価格提案書は副本には添付しないこと。

②　価格提案書（様式集 様式５）

提案価格は「募集要項　第２ の８」本委託業務に係る委託料の上限額の総額の範囲内であること。

なお、提案価格が上限額の総額を超える場合又は異常に少額であるなど本業務の適正な履行に支障があると判断したときは失格とする。

(5)　提出方法

企画提案書等は提出先へ直接持参すること。それ以外の方法による提出は認めない。

(6)　提出先

熊本県合志市大字竹迫２１４０番地

合志市役所　学校教育課　学校給食班　担当　吉岡

第６　企画提案書等の審査方法

1　選定委員会の設置

市は、合志市学校給食施設一部業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った事業者を選定する。

2　審査

(1)　基礎審査

企画提案書類に記載された内容が、次のアからウまでの項目を満たしていることを確認する。

なお、これらの項目を一項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とする。

ア　企画提案書全体について、同一項目に対する２通り以上の提案又は提案事項間に矛盾がないこと。

イ　企画提案書全体について、様式集に沿った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。

ウ　当該提案に関連する各様式（様式集）に示す項目に対する提案の内容が仕様書に示す業務水準以上の提案となっていること。

(2)　評価審査

参加事業者の企画提案書等プレゼンテーション及びヒアリング内容を対象に審査し、最も優れた企画提案を行った事業者を選定する。 なお、企画提案書等における提案内容について、市が整備する施設内容に影響するものは原則として提案を行わないこと。上記の提案があった場合であっても、市は当該提案内容に基づく施設内容の変更は行わないほか、審査の対象とはしないこととする。

プレゼンテーション及びヒアリングは次の要領で実施する。

ア　プレゼンテーション及びヒアリング資料

企画提案書を説明・補足するプレゼンテーション等資料は、各参加者が必要に応じて当日持参すること。

イ　開催日時・開催場所

令和９年２月１日（月）を予定しており、別途参加者に通知する。

※感染症（新型コロナ等）などの影響がある場合は、リモート開催の可能性も想定する。

ウ　時間

参加事業者は、自らの提案内容の説明を行う。

【時間配分】プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 15 分を基本とする。

※準備・撤収は、審査前後約 10 分間の休憩時間に行うこと。

※時間配分は事業者数の状況により、増減する場合がある。

エ　出席者

５名まで

オ　準備物

プロジェクター及びスクリーンは市で準備する。

パソコン等その他必要機器は、参加事業者で準備することとする。

(3)　選定基準

選定基準と配点は、別添資料「選定基準」のとおりとする。

(4)　優先交渉権者等の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最も優れた企画提案を行った事業者を優先交渉権、次点の事業者を次席者とする。優先交渉権者と契約交渉を行い、交渉がまとまらない場合は、優先交渉権者との交渉を中止し、次席者と契約交渉を行う。

(5)　選定結果の公表

優先交渉者名と、各々の合計点のみ公表するものとする。

(6)　選定結果通知

選定結果は令和９年２月５日（金）予定で参加者すべてに通知する。優先交渉権者と次席者にはその旨も含め通知する。

(7) 契約の締結

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約を締結する。

(8) 審査の結果、適切な候補事業者がいないときは、「適切な候補事業者なし。」とし、再募集する場合がある。

第７　企画提案書等に関する条件

１　リスク管理

契約締結後の市と受託者の主なリスク分担方針は、次のとおりとする。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	受託者
募集手続リスク	公表資料の誤り、募集手続の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○	
法令変更リスク	本業務に直接関係する法令の新設・変更等	○	
	その他受託者に影響を与えられる法令の新設・変更等		○
税制変更リスク	受託者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
	上記の税制度の新設・変更等	○	
住民対応リスク	本業務を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
	受託者が行う業務、受託者の提案内容に関する訴訟・苦情等		○
環境問題リスク	受託者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		○
第三者への賠償リスク	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
	受託者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
業務内容の変更リスク	市の政策変更により、業務の内容が変更される場合	○	
物価変動リスク	一定の範囲（1.0%）の物価変動		○
	一定の範囲（1.0%）を超える物価変動 ※過度な物価変動により収支計画に多大な影響を及ぼすと認められる場合は、協議を行うことができることとする。	○	
事業の中止・延期に係るリスク	受託者の事由によるもの		○
	上記以外の事由によるもの	○	
不可抗力リスク	受託者の業務放棄・破たんによるもの		○
	上記以外の事由による一定の範囲の損害		○
	上記以外の事由による一定の範囲を超える損害	○	

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	受託者
応募費用リスク	本業務への応募に係る費用		○
契約の未締結・遅延リスク	受託者の帰責事由による契約締結遅延等		○
	市の事由による契約締結遅延等	○	
運営開始の遅延リスク	受託者の事由によるもの		○
	上記以外の事由によるもの	○	
計画変更リスク	受託者の要求による変更		○
	上記以外の要求による変更	○	
支払い遅延・不能リスク	市の帰責事由による委託料の支払の遅延・不能によるもの	○	
要求水準未達	受託者の業務内容が、募集要項等に定める水準に達しない場合		○
運営費上昇リスク	計画変更以外の要因による運営費の増大		○
施設・整備の損傷、復旧リスク	受託者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	上記以外の事由によるもの	○	
需要変動リスク	生徒数・教職員数の変動によるもので、一定の範囲以内		○
	生徒数・教職員数の変動によるもので、一定の範囲をこえるもの	○	
	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等。市の事由によるもの	○	
	残滓の変動による廃棄物処理料金の増加	○	
異物混入リスク	検収時における調達食材の異常	○	
	受託者が実施した検収の不備による食材の異常		○
	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○	
	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
	調理過程における調理方法の不適による食材の異常		○
	調理・配送における異物混入等		○

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	受託者
アレルギー対応リスク	アレルギー等をもつ児童生徒の情報収集不備、アレルギー等情報の伝達ミス、校内での配食ミス、食材調達時の誤り	○	
	突発的な発症（事前に把握が困難なアレルギー等物質による）	○	
	受託者の帰責事由によるもの		○
移管手続	業務の終了手続きに係る諸費用に関するもの		○

第８　委託事業実施に関する事項

１　委託料等に関する条件

(1)　履行の確認等

受託者は、毎月分の業務報告書を当該月業務終了後直ちに市に提出する。市は、業務完了報告書を受領したときは、業務が本業務委託契約等に基づき、適正に履行されていることを確認する。

(2)　委託料の支払い

令和９年度～令和13年度（令和９年 ４月 １日～令和14年 ３月 31日分）については、各月ごとに支払うものとする。受託者は、当該月の委託料を市に請求し、市は、所定の当該支払い請求書を受理した日から 30日以内に委託料を支払うものとする。

なお、各月の委託料は、年間の委託料の額を 12ヶ月で均等に分割した額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を各月の委託料の額とし、各月の切り捨てた端数の合計を加えた額を ４月に支払う委託料とする。

また、委託料は業務期間に渡り固定料金とし、原則として食数等の変動による改定は行わない。

２　本業務の継続が困難となった場合の措置

(1)　受託者の債務不履行の場合

受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は受託者に対して修復勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができる。受託者が当該期間内に修復することができなかったときは、市は契約の解除及びこれに生じた違約金を請求することができる。

受託者はこの委託業務の契約の履行を保証するため、市が認める保証人１人（本業務委託参加事業者ではない）を定め、その保証人は、受託者の市に対する一切の責務の履行に関し、連帯してその責任を負う。この保証人は、本業務委託の契約締結時までに選定すること。

市は債務不履行となった場合は、保証人が受託者に代わり委託業務を履行すべきことを請求することができる。

保証人はこの請求があったときは、この委託業務の契約に基づく権利又は義務を継承する。

市は委託業務の履行を請求したときは、受託者がその請求のときまで実施した部分で市の検査に合格したものについての委託料は受託者に支払い、保証人が自ら実施した部分については、受託者は何れの請求権を有さず、市は当該部分の委託料を保証人に支払う。

受託者は、保証人の地位に変動を生じときは、直ちに市に通知しなければならない。

受託者の業務従事者の雇用の地位の確保、円滑な継承等について、受託者は最大限の対応をおこなわなければならない。

(2)　市の債務不履行の場合

ア　市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、受託者は契約を解除できる。

イ　の場合において、受託者が契約を解除した場合、受託者は市に対し、これにより生じた損害賠償を請求できる。

(3)　当事者の責めに帰することができない事由により継続が困難となった場合（新型コロナ等対応）

不可抗力又は受託者の責めに帰することができない事由により業務の停止、休止または継続が困難となったときは、市の指示により対応方法、業務継続の可否、業務委託料等について協議することとする。一定期間内に協議が調わないときは、市は本事由への対応方法等を決定のうえ、受託者に通知し、受託者はこれに従う。

3　市による本委託事業の実施状況の評価

市は受託者が提供する業務について、受託者が毎月提出する業務完了報告書を中心に評価を行う。その結果、業務委託契約書及び管理の基準や仕様書に記載された事項等が達成されていない場合には、市は、業務の改善に必要な指示を行い、改善がみられない場合には、委託料の減額や業務の停止又は指定の取消しを行うことがある。

第９　その他の留意事項

1　本業務に関する情報提供は、市のホームページを通じて適宜行う。

2　本プロポーザルへ参加する事業者は、本プロポーザルにおいて知り得た情報を本プロポーザル外の目的で使用しないものとする。

3　募集要項等に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

場所　：合志市役所　学校教育課　学校給食班　担当 吉岡
住所　：〒861-1195（市役所専用）　電話　：096-248-2366　FAX　：096-248-2377
熊本県合志市大字竹迫２１４０番地　E-mail：kyoiku@city.koshi.lg.jp